

様式第2号(第3条関係)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	教育委員会事務局 教育総務課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 教総委第67号
委 託 業 務 名 称	プールろ過装置点検等業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜小学校 ほか
業 務 の 概 要	プール使用前に点検を行い、点検報告書を作成し報告する。
履 行 期 間	令和5年5月19日から令和5年6月30日まで
契 約 年 月 日	令和5年5月18日
契 約 額 (税 込)	550, 000円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 大阪府大阪市北区南森町一丁目4番10号 [商 号 又 は 名 称] 理水化学株式会社 大阪支店
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本業務委託は、プール使用前の点検による不具合や故障の発見及びプール使用中におけるろ過装置の故障発生時の迅速な対応を目的とする。点検事業者が装置の製造元であれば、技術情報が迅速に入手でき、装置の様々な不具合や故障に対して的確に対処することができる。これによりプール授業の実施期間を確保できる。また、点検事業者を装置の製造元と同一事業者とすることにより責任分界がなくなり、信頼性の高い保守が行われる。以上により製造元による一者随意契約を行う。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予 (1) 定賃貸借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、 ○(2) 修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。